

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年3月18日

大阪税関長 清水雄策

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
新田ゼラチン株式会社 大阪府大阪市浪速区桜川4丁目4番26号	新田ゼラチン株式会社 大阪工場 大阪府八尾市二俣2丁目22番地	自 令和 7年 4月 1日 至 令和 13年 3月 31日
ENEOS和歌山石油精製株式会社 和歌山県海南市藤白758番地	ENEOS和歌山石油精製株式会社 和歌山県海南市藤白758番地	自 令和 7年 4月 1日 至 令和 13年 3月 31日